

市総務局人事部給与課長、人事課長以下、市労連書記長以下との本交渉

令和6年4月10日（水曜日）大阪市労働組合連合会（市労連）との交渉の議事録

(市)

特殊勤務手当の改正について説明させていただく。

国から地方公共団体の職員が行う現場業務は災害応急作業等手当の支給対象作業に該当しうる旨が通知されたことを受けて、本市においても職員が災害の発生した地域に派遣されで行う作業等については、精神的、身体的負担が大きいこと、及び、国、他都市との均衡を考慮して、当該作業等について特殊勤務手当の対象とし、新たに手当を設置したいと考えている。

まず、手当の名称は災害応急作業等派遣手当としたいと考えている。

支給対象業務については、災害が発生した地域に派遣されて行う災害応急対策または災害復旧のための作業等となる。3つ目の支給額については、日額1,080円としたいと考えている。ただし、作業等が深夜において行われた場合には100分の50に相当する額540円を加算する。実施時期については、令和6年1月1日から適用とさせていただきたい。特殊勤務手当の改正については以上である。

引き続いてボランティア職免の改正について提案させていただく。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被災地では、いわゆる災害ボランティアについて順次受け入れを開始され、今後も息の長い支援、ボランティア活動が求められているところである。ボランティア活動は、阪神淡路大震災の被災地において、多くのボランティアが活躍したことを契機として、その意義、必要性についての認識が社会一般に浸透したものであり、今後も社会的に重要な役割を担うものとの認識が広まっているところである。また、職員がボランティア活動に参加することは、行政とは異なる側面から市民生活に触れるところになるなど、視野を広め、ひいては行政面でもよりよい効果をもたらすものと考えられている。これらを踏まえて、職員がボランティア活動に参加しやすい環境を整備し、その活動を支援していく趣旨のもと、国、他都市との均衡も考慮しながら職務に専念する義務の特例に係る取扱いのうち、ボランティア職免について次のとおり改正したいと考えている。

改正内容としては、これまで無休の職免であったボランティア職免について廃止して、その代わりに有給の特別休暇としてボランティア休暇を新設するもの。ただし、会計年度任用職員については現行の職免の取扱いのまます。実施時期については、令和6年6月1日としているが、準備が整い次第実施していきたいと考えている。また、対象活動、日数については現行から変更はない。参考で現行の対象活動も記載しているのでご確認いただきたいと思う。

以上2つの案件について本日提案をさせていただいたところである。特殊勤務手当の改正については、条例改正が必要であり、条例改正の手続きを考慮すると、本日がぎりぎりの

日程となり、また、ボランティア職免の改正については、ボランティア活動等への支援をしていく趣旨からも速やかに改正を行うこととしたいため、本日ご判断をいただきたいと考えている。以上よろしくお願ひする。

(組合)

提案いただいた内容で何点か確認させていただきたいと思う。

まず、手当のほうだが、いわゆる支給対象となる業務の関係で、これは作業の内容とか作業場所、屋内、屋外問わず全て対象となる理解でよいか。

(市)

はい

(組合)

災害が発生した地域への派遣とのことだが、この地域というのは、大阪府外、大阪府内を問わず含まれるということでよいか。

(市)

災対法の規定に基づいて災対本部が設置されて、本市以外に派遣されて行う業務となるので、大阪市域外であれば府内であっても対象となることになる。ただ、大阪府で災害が発生した場合は、本市も同様に被害を受けていることが想定されるので、実際に派遣されることはあまり想定していないが、市外であれば対象となる。

(組合)

手当支給のところで、1勤務当たりの支給になると思われるが、24時間勤務の場合が発生した際の考え方はどうなるのか。

(市)

日額なので、曆日をまたいで2日間になる場合はそれぞれ 1,080 円支給されることとなる。1勤務ではなく、日額となる。

(組合)

業務の中身によっては、既存の特殊勤務手当などが支給されている場合もあるうかと思うが、その場合の対応はどのようになるのか。

(市)

被災地に派遣されて行う作業の精神的、身体的負担ということになるので、既存の特殊勤

務手当が支給されている場合も併給となる。

(組合)

機材とか物資とか、職員自らが輸送して行うことがある場合、その移動に要する時間、期間も対象となる理解でよいか。

(市)

地域に派遣されて行う作業、業務が対象となるため、派遣された地域で業務を行えば対象となる。なので、大阪市内だけで運転してということではなくて、あくまで被災地において作業なりを行った場合に対象となる考え方である。

(組合)

最後に、実施時期が本年の1月1日適用ということになって、1月の能登半島地震で既に災害支援に従事されている職員の方がおられるが、遡及対応される理解でよいのか。加えて、その場合手当の支給時期、条例改正の点もあると思うが、何月頃を想定しているのか。

(市)

1月1日適用なので、能登半島地震で災害支援に従事された職員に対しても遡及対応させていただくこととなる。日程については5月に条例改正の議決をいただいてから支給の手続きに入らせていただくこととなる。支給事務を行う管理課とも調整をしているが、6月の支給は日程的に難しいと聞いており、今の時点でいつ支給できるということはお伝えできないが、可能な限り速やかにとは考えている。

(組合)

ボランティア職免の改定の点であるが、現行の職免を廃止し、休暇の新設とのことであるが、休暇申請の手続きはどのようなかたちで行うのか。その際に必要な書類はあるのか。現時点で整理されていれば教えてほしい。

(市)

基本的には現行の職免の申請と同様とすることを想定していて、活動場所、具体的な活動内容とともに申請をいただくというふうにしている。それから、活動終了後に活動報告として実際に感じたこと、気づいたことなどを現時点でもご報告をいただいている、同様にと考えているところである。

(組合)

申請は当日に行なうことは可能か。

(市)

申請は前もっていただくこととなる。

(組合)

事前申請ということか。

活動日数については、現行と同様ということで、現行で行くと年度で5日を超えない範囲内となっているが、遠隔地など移動に時間をして、実際の活動に要する時間が短くなることが考えられるが、今回従来の職免を廃止ということだが、有給の休暇になって、既存の職免との併用などについては検討されていないのか。その部分が知りたい。

(市)

現時点を考えているのは、現行の職免もそうであるが、実際の活動に加えて、遠隔地への移動の時間を含めての5日の範囲内としている。他都市、国も同様ではあるが、特別休暇で措置させていただいて、ボランティア職免を残しての対応にはならないと考えている。

(組合)

遠方へ日、祝日を使って活動に従事されて、戻ってくる日が平日であるケースは、移動の日も対象となる理解でよいか。

(市)

活動期間と往復に要する期間が連続する場合、併せて5日以内であれば対象ということになるので、往復に要する期間も対象となる。

(組合)

最後に、実施時期が6月ということであるが、これは遡及しての対応ということではないのか。

(市)

職免と特別休暇は趣旨が違うことから、遡及の対応は行わない。

(組合)

実施日以降ということか。

(市)

そう。

(組合)

ボランティア職免の関係であるが、準備が整えばということであるが、準備とは何か。

(市)

今回の改正に伴って、条例というわけではないが、規則等の改正準備が整い次第ということとで、人事委員会規則でもあるので、そういったところの手続きで書いている。規程整備が主なものである。

(組合)

6月1日以前から実施ということだが、もし以前であれば、想定される月は分かるか。

(市)

早ければ5月の然るべきタイミングとなる。人事委員会の日程もあり、できるだけ速やかにとは考えており、また日程が確認でき次第案内させていただきたいと考えている。

(組合)

災害応急作業等派遣手当の件であるが、さきほど、機材、物資を職員自ら輸送する場合、大阪市から離れて現地までの間は含まれるのか。着いてからつくのではなく、大阪市から出たらつくとの理解か。

(市)

被災地の地域に入れば。

(組合)

被災地の都道府県の理解か。

(市)

地域である。

(組合)

地域に入れば対象になるということ。分かった。

市労連としても、春の申入れの項目でも災害対応も含めて実態に即した手当の改善を記載しているし、職免なり休暇制度の改善についても従前から書いているし、一定改善される内容であるので、本日の交渉で市労連として判断させていただきたいと思うが、その後にまだ確定していない部分や具体的な時期等が分かれば情報提供いただきたいと思うのでよろし

くお願いする。